			⑷車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.33を乗じた量
主務省令第２条第２項第17号の発電事業における発電に係る事業活動	⑴から⑻までの合計量		
	⑴この項の第３欄の⑴に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（非化石燃料（省エネ法第２条第３項に規定する非化石燃料をいう。以下この項において同じ。）及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島をいう。以下この項及び別表第３において同じ。）において行われる発電を除く。以下この⑴において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑴石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.098×10^{-4} 令和９年度　8.081×10^{-4} 令和10年度　8.065×10^{-4} 令和11年度　7.616×10^{-4} 令和12年度　7.165×10^{-4}	⑴石炭を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石炭による発電の発電電力量（単位は、キロワットアワーとする。以下この項において同じ。）に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数（発電設備ごとに、備考⑮で定める方法により算定する値をいう。以下同じ。）を乗じた量の合計量
	⑵この項の第３欄の⑵に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電（非化石燃料及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この⑵において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑵ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　3.857×10^{-4} 令和９年度　3.855×10^{-4} 令和10年度　3.853×10^{-4} 令和11年度　4.258×10^{-4} 令和12年度　4.656×10^{-4}	⑵ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑶この項の第３欄の⑶に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石油等（重油、軽油、灯油その他燃料油をいう。以下この項において同じ。）を主燃料とする発電（非化石燃料及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この⑶において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑶石油等を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　7.787×10^{-4} 令和９年度　7.703×10^{-4} 令和10年度　7.620×10^{-4} 令和11年度　7.206×10^{-4} 令和12年度　6.818×10^{-4}	⑶石油等を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石油等を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑷この項の第３欄の⑷に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われる発電及び離島において行われる発電を除く。以下この⑷において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑷副生燃料による発電に係る目指すべき水準 令和８年度　5.946×10^{-4} 令和９年度　5.926×10^{-4} 令和10年度　5.906×10^{-4} 令和11年度　5.886×10^{-4} 令和12年度　5.866×10^{-4}	⑷副生燃料による発電に係る活動量 発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑸この項の第３欄の⑸に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑸において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑸石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.319×10^{-4} 令和９年度　8.319×10^{-4} 令和10年度　8.319×10^{-4} 令和11年度　8.083×10^{-4} 令和12年度　7.846×10^{-4}	⑸石炭を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石炭を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑹この項の第３欄の⑹に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑹において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑹ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　3.938×10^{-4} 令和９年度　3.938×10^{-4} 令和10年度　3.938×10^{-4} 令和11年度　4.578×10^{-4} 令和12年度　5.218×10^{-4}	⑹ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑺この項の第３欄の⑺に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石油等を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑺において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑺石油等を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.506×10^{-4} 令和９年度　8.506×10^{-4} 令和10年度　8.506×10^{-4} 令和11年度　8.232×10^{-4} 令和12年度　7.958×10^{-4}	⑺石油等を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石油等を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量